

市内転居された方へ

手続きの詳細については担当課に確認してください

2023.6.1 改訂

項目	手続き等の内容 手続きする際は、必要書類を担当課に確認してください	手続き場所	
		担当課	市民センター
藤沢市に転居届を出した方	手続き完了後、新しい住所の世帯主宛に異動確認の通知を送りますので、必ず内容を確認してください。	市民窓口センター (本庁舎1階) 0466-50-8268	○
印鑑登録	転居届により、印鑑登録の住所も自動的に変わりますので手続き不要です。登録証はそのまま継続して使用できます。		
国民年金加入者 年金受給者	原則、住所変更の届出は不要です。 共済年金受給者は、各共済組合にお問い合わせください。	保険年金課 (本庁舎1階) 0466-50-3521	○
小児医療証 ひとり親家庭等医療証	住所変更の届出が必要です。 お持ちの医療証を持って手続きしてください。		
①児童手当 ②児童扶養手当・ 特別児童扶養手当	①受給者と児童が別居する場合は、手続きが必要です。 ②住所変更の手続きが必要です。 手当証書が交付されている方は、手当証書を持って手続きしてください。	子育て給付課 (本庁舎3階) 0466-50-3580	○ ※村岡公民館 も可
自立支援医療受給者証 (育成医療)	自立支援医療受給者証は子育て給付課で住所変更の手続きが必要です。お手持ちの受給者証を持って手続きをしてください。		×
幼児教育・保育の無償化に係る給 付認定(教育・保育給付認定、施 設等利用給付認定)	住所変更の手続きが必要です。 来庁での手続きが、市ホームページをご確認のうえ郵送にて手続きしてくだ さい。	保育課 (本庁舎3階) 0466-50-8226	×
指定学区以外に通学する 小・中学生	指定された学校以外に通学する方は、学務保健課に相談してください。 ※現在、私立学校に通っている方は手続き不要です。 ※新小1・新中1の方で私立学校に入学する場合は、学務保健課に入学承諾 書等を提出してください。	学務保健課 (本庁舎3階) 0466-50-3558	×
特定医療費(指定難病) 医療受給者証	受給者証の住所変更の届出が必要です。 受給者証と、新しい住所及び受給者氏名が記載された公的書類(健康保険 証、運転免許証等)を持って手続きしてください。	保健予防課 (保健所4階) 0466-50-3593	×
125cc以下のバイクを お持ちの方	新しい住所の標識交付証明書と差し替えが必要です。 住民登録が完了してから、標識交付証明書と本人確認書類を持って手続きし てください。	税制課 (本庁舎4階) 0466-50-3570	△ ※明治、湘南 大庭、長後、 遠藤市民セン ターのみ可

転居届出と同時に受付できるもの

(場合により、担当課等へご案内することがあります。手続きの詳細については担当課に確認してください。)

項目	手続き等の内容 手続きする際は、必要書類を担当課に確認してください	担当課	市民センター
マイナンバーカード 住民基本台帳カードの住所変更	カードをお持ちの方は、住所変更の届出が必要です。 手続きの際はカードと暗証番号の入力が必要です。 ※代理人が届出する場合は市民窓口センターにお問い合わせください。	市民窓口センター (本庁舎1階) 0466-50-8269	○
介護保険被保険者証 介護保険負担割合証 介護保険負担限度額認定証	後日、新しい住所を記載した被保険者証、負担割合証(お持ちの方のみ)、 負担限度額認定証(お持ちの方のみ)をお送りします。旧住所の被保険者証 等は、お返しください。 ※世帯構成が変わる場合、負担限度額認定を受けられなくなることもあります。 す。	介護保険課 (本庁舎2階) 0466-50-8276	○ ※村岡公民館 も可
国民健康保険	窓口に参加がなかった場合は後日、新しい住所の被保険者証(兼高齢受給者 証)に差し替えが必要です。国民健康保険加入者全員の被保険証をお持ちに なり、保険年金課または市民センターで手続きしてください。 なお、世帯主の変更や世帯員の異動等によって、保険料の変更が発生する場 合があります。詳しくはお問い合わせください。	保険年金課 (本庁舎1階) 0466-50-3574	○
後期高齢者医療	被保険者証の住所変更の手続きが必要です。被保険者証をお持ちのうえ、手 続きしてください。	保険年金課 (本庁舎1階) 0466-50-3575	○ ※村岡公民館 も可
①身体障がい者手帳 ②療育手帳 ③精神障がい者保健福祉手帳 ④自立支援医療受給者証(精神通 院・更生医療) ⑤障がい福祉サービス受給者証	子ども家庭課又は障がい者支援課等で、各種手帳、受給者証、の住所変更の 届出が必要です。	18歳以上 障がい者支援課 (本庁舎2階) 0466-50-3528 18歳未満 子ども家庭課 (本庁舎3階) 0466-50-3569	○ ※村岡公民館 も可
障がい者等医療証	医療証の住所変更の届出が必要です。	障がい者支援課 (本庁舎2階) 0466-50-3528	○ ※村岡公民館 も可

この用紙はもえぎ色です